

政策6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化

地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化

基本目標

地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。

地方財源確保

財政健全化

地方財政収支ギャップの縮小と財源の確保

地方債資金の充実確保

財政の早期健全化、財政の再生

地方財政計画の策定

観点：地方財政計画の規模、一般財源比率、地方債依存度、借入金残高、平成23年度地方財政計画策定のために実施した地方財政対策

地方債計画の策定

観点：地方債計画や公的資金の規模、地方公共団体金融機構の充実

・財政健全化計画の策定に係る勧告
・財政再生計画の策定に係る協議・同意

観点：健全化判断比率等の状況

・地方公営企業の経営改革の効率化・健全化の促進
・公立病院改革の推進
・第三セクター等の経営改革の推進
・経営健全化計画の策定に係る勧告

観点：健全化判断比率等の状況

・経済財政運営との整合性の確保、地方財源の保障等の観点から計画策定方針の検討
・各省庁関連の地方負担額等の把握

・公的資金の重点化と市場における地方債資金の調達の実効性の観点から計画策定方針の検討
・地方公共団体の資金要望の把握

財政健全化法に基づく公営企業等も含めた財政情報の作成支援、報告徴収、公表

下位レベルの施策

地方財政計画等の策定

地方公共団体
財政健全化法の円滑な施行

地方公営企業
等の経営改革の推進

(財政課、交付税課、地方債課)

(財務調査課)

(公営企業課)